正社員/契約社員 リフレッシュ休暇規程

株式会社 KPMG Ignition Tokyo

第1条 (目的)

この規程は、株式会社KPMG Ignition Tokyo (以下「会社」という) において、正社員/契約社員就業規則第39条の規定に基づき、リフレッシュ休暇について定めたものである。

第2条 (実施の目的)

リフレッシュ休暇は、従業員の肉体的・精神的疲労回復手段の一環として与える休暇であり、使用目的を問わない。

第3条 (実施方法等)

毎年7月1日から翌年6月30日までを休暇年度とし、5日間のリフレッシュ 休暇を与える。

- 2. 会社は、夏季期間中(7月、8月、9月)に一斉休暇日を定めることができるものとする。尚、一斉休暇日を定めるときは、その旨を5月31日までに予め従業員に通知するものとする。
- 3. 休暇年度中に新たに採用した従業員には、採用月に応じて以下の通りリフレッシュ休暇を与える。

7月~9月 5日間

10月~翌年6月 2日間

4. 週の所定労働日数が少ない従業員は(週30時間未満)は、リフレッシュ休暇の日数が案分されるものとする。

第4条 (繰越、振替)

リフレッシュ休暇の残日数は次年度に限り繰越しを認める。

第5条 (取得の単位)

リフレッシュ休暇の取得は、原則として1日単位とする。

第6条 (給与の取り扱い)

リフレッシュ休暇は有給とする。

第7条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

附則 本規程は、2019年年7月1日より施行する。 本規程は、2020年7月1日より改定する。 本規程は、2021年4月1日より改定する。